

○常総市情報公開条例

平成13年6月27日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、情報の公開を求める市民の権利を保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。
  - ア 官報，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 市立図書館その他の施設において，歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定により，情報を閲覧若しくは視聴に供し，又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は，この条例の解釈及び運用に当たっては，情報の公開を求める市民の権利を十分尊重するとともに，個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 情報の公開を受けた者は，これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できる者)

第5条 次に掲げる者は，実施機関に対し，情報の公開（第5号に掲げる者にあ

っては、その者の有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者  
(情報の公開の請求方法)

第6条 前条の規定による情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 情報の名称その他の公開請求に係る情報を特定するに足りる事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公開することにより，人の生命，身体，財産等の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公開することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次

に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し、国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による情報の開示)

第9条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該情報の公開をすることができる。

(情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報

の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき又は公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長されたときは、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等を行わないときは、公開請求者は、公開しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求のあつた日から30日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障の生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

(第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与)

第14条 公開請求に係る情報に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、

地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

（情報の公開の実施）

第15条 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（手数料等）

第16条 情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 情報の写しの交付を受ける者は、当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があつた場合の措置）

第17条 実施機関は、公開決定等又は第12条第3項の規定による公開請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞なく別に条例で定める常総市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に係る公開請求に対する決定（情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該公開請求に係る情報の全部を公開する裁決をするとき。ただし、第14条の規定により公開に反対の意思を表示した意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び利害関係人（審査請求があつた時において、当該審査請求について利害関係を有すると当該実施機関が認める者に限る。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

3 第1項に規定する場合において、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（情報の任意的な公開）

第18条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求できる者以外の者からの情報の公開の申し出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 実施機関は、この条例による情報の公開を行うほか、情報提供の施策の充実を図り、市政に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(検索資料の作成)

第20条 実施機関は、情報を検索するための資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第21条 市長は、毎年1回、情報の公開の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第22条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は情報の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

(出資法人への要請)

第23条 市長は、市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する団体に対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、当該公の施設の管理に関し、前条の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、平成13年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については整

理の完了したのから適用する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 3 石下町の編入の日前に、石下町情報公開条例（平成13年石下町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。